

国立大学法人東京農工大学自己点検・評価実施細則

現行	改正	改正理由
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(自己点検・評価実施体制)</p> <p>第3条 本学における自己点検・評価は、別表1から別表4に掲げる各々の委員会及び部局（以下、「評価実施主体」という。）が主体となり、事前に各評価実施主体において定めた自己点検・評価のための各種データ、進捗状況等の定期的な確認により行う。</p> <p>(自己点検・評価実施手順)</p> <p>第4条 2・3 (略)</p> <p><u>4 委員会は、組織運営規則第19条第1項に定める教育研究評議会（以下「評議会」という。）が本学の教育研究に関する重要事項を審議するにあたり、学長が必要と認める場合は、自己点検・評価結果の報告を踏まえて意見を述べるができる。</u></p> <p>(自己点検・評価結果の報告等)</p> <p>第5条 前条の自己点検・評価の結果は、自己点検・評価を実施した評価実施主体の責任者が全学計画評価委員会（以下「委員会」という。）に報告する。 <u>ただし</u>、別表4に関する自己点検・評価については、教育・学生生活委員会で取り纏めの上、<u>委員会</u>へ報告する。</p> <p>2 <u>委員会</u>は、前項の報告を踏まえて、第4条別表1から別表4に掲げる事項の自己点検・評価結果を、評議会に報告するとともに、必要に応じて改善策を講じ、関係する評価実施主体に改善</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(自己点検・評価実施体制)</p> <p>第3条 本学における自己点検・評価は、別表1から別表4に掲げる各々の委員会及び部局（以下「評価実施主体」という。）が主体となり、事前に各評価実施主体において定めた自己点検・評価のための各種データ、進捗状況等の定期的な確認により行う。</p> <p>(自己点検・評価実施手順)</p> <p>第4条 (略) 2・3 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(自己点検・評価結果の報告等)</p> <p>第5条 前条の自己点検・評価の結果は、自己点検・評価を実施した評価実施主体の責任者が全学計画評価委員会に報告する。 <u>この場合において</u>、別表4に関する自己点検・評価については、教育・学生生活委員会で取り纏めの上、<u>全学計画評価委員会</u>へ報告する。</p> <p>2 <u>全学計画評価委員会</u>は、前項の報告を踏まえて、第4条別表1から別表4に掲げる事項の自己点検・評価結果を、評議会に報告するとともに、必要に応じて改善策を講じ、関係する評価実</p>	<p>表記の統一</p> <p>記載場所の変更 第5条第3項へ移動</p> <p>定義の変更</p>

<p>策を指示し、その進捗について確認する。 (新設)</p> <p>(事務) 第6条 自己点検・評価に関する事務は、経営部経営企画課が、評価実施主体を所掌する事務組織の協力を得て、処理する。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>別表1～別表4</p>	<p>施主体に改善策を指示し、その進捗について確認する。 <u>3 全学計画評価委員会は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第19条第1項に定める教育研究評議会（以下「評議会」という。）が本学の教育研究に関する重要事項を審議するにあたり、学長が必要と認める場合は、自己点検・評価結果の報告を踏まえて意見を述べる事ができる。</u></p> <p>(事務) 第6条 自己点検・評価に関する事務は、経営部経営企画課が、評価実施主体を所掌する事務組織の協力を得て、処理する。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>別表1～別表4 <u>(別紙参照)</u></p>	
--	---	--

附 則 (令和5年7月18日細則第8号)  
この細則は、令和5年7月18日から施行する。

別表1（第4条関係）

学生の受入に関する自己点検・評価

評価実施主体	評価実施主体の責任者	評価対象事項	分析項目	実施頻度
入学試験委員会	副学長（教学統括担当）	1. 各教育課程の入学定員充足状況	・実入学者数が、入学定員に対して適切な数となっているか	毎年度  原則として、教育課程に変更があるとき、ただし、前回の認証評価の受審の時から教育課程に変更がない場合は、次回の認証評価の受審までに1回以上
		2. 学生受入方針の策定状況	・学生受入方針において、求める学生像、入学者選抜の基本方針の双方が明示されているか	
		3. 入試選抜の実施状況	・学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施しているか	
		4. 学生受入に関する取組状況とその結果を踏まえた選抜の改善状況	・学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか	

別表2 (第4条関係)

## 学生支援に関する自己点検・評価

評価実施主体	評価実施主体の責任者	評価対象事項	分析項目	実施頻度
教育・学生生活委員会	副学長(教学統括担当)	1. 学年暦	・授業期間が原則として35週にわたるものになっているか	毎年度
		2. 卒業率及び修了率	・標準修了年限内の卒業(修了)率が適切な水準を保っているか	
		3. 学生生活実態調査	・学生生活への満足度が適切な水準を保っているか	3年に1度
		4. 保健管理センター、学生相談室、就職支援室等の利用状況	・学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備しているか	原則として、教育課程に変更があるとき、ただし、前回の認証評価の受審の時から教育課程に変更がない場合は、次回の認証評価の受審までに1回以上
		5. 学生の課外活動に係る支援状況	・学生が部活動や自治会活動の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援がなされているか	
		6. 留学生に対する生活支援の実施状況	・留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っているか	
		7. 障害のある学生等に対する支援状況	・障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生の生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っているか	
		8. 学生に対する経済的支援の整備状況	・学生に対する経済面での援助を行っているか	

別表3（第4条関係）

施設整備に関する自己点検・評価

評価実施主体	評価実施主体の責任者	評価対象事項	分析項目	実施頻度
施設整備委員会	理事（統括・経営戦略担当）	1. 施設・設備の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・設備を計画的に整備しているか</li> <li>施設・設備について安全性が配慮されているか</li> </ul>	毎年度
		2. 施設・設備の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されているか</li> </ul>	原則として、教育課程に変更があるとき、ただし、前回の認証評価の受審の時から教育課程に変更がない場合は、次回の認証評価の受審までに1回以上
大学情報委員会	理事（企画・内部統制担当）	1. 情報設備の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>文部科学省が実施する「学術情報基盤実態調査」の観点に基づき、情報設備が適切に整備されているか</li> </ul>	毎年度
図書館商議会	図書館長	1. 図書館設備の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>文部科学省が実施する「学術情報基盤実態調査」の観点に基づき、図書館設備が適切に整備されているか。</li> </ul>	毎年度

別表4 (第4条関係)

教育課程と学修成果に関する自己点検・評価

評価実施主体	評価実施主体の責任者	評価対象事項	分析項目	実施頻度
各学部・ 学府・ 研究科	各学部・学 府・研究科の 長	1. シラバス入 力状況	・全授業科目のシラバ スが全件、全項目につ いて入力されているか	毎年度
		2. 成績分布状 況の組織的な 確認状況	・成績評価基準に則り 各授業科目の成績評価 や単位認定が厳格かつ 客観的に行われている ことについて、組織的 に確認しているか	
		3. 授業アンケ ート結果	・授業への理解度や難 易度が適正な水準を保 っているか	
		4. 卒業（修 了）時の学生 からの意見聴 取	・卒業（修了）時の学 生からの意見聴取の結 果により、大学の目的 及び学位授与方針に則 した学修成果が得られ ているか	
		5. 学位授与方 針	・学位授与方針が、大 学の目的を踏まえて、 具体的かつ明確に策定 されているか	原則として、教 育課程に変更が あるとき、ただ し、前回の認証 評価の受審の時 から教育課程に 変更がない場合 は、次回の認証 評価の受審まで に1回以上
		6. 教育課程方 針	・教育課程方針におい て、①教育課程の編成 の方針②教育課程にお ける教育・学修方法に 関する方針③学修成果 の評価の方針、が明確 かつ具体的に示されて いるか ・教育課程方針が学位 授与方針と整合性を有 しているか	
		7. 教育課程の 編成の体系性	・教育課程の編成が体 系性を有しているか	
		8. 授業科目の 内容	・授業科目の内容が、 授与する学位に相応し い水準になっているか	

		9. 他大学又は大学以外の教育施設等における入学前の既習得単位認定の規定状況	・他大学又は大学以外の教育施設等における入学前の既習得単位を認定する規定を定めているか	
		10. 学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導体制	・大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導体制が適切に整備され、計画を策定した上で指導されているか	
		11. 1年間の授業を行う期間	・1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものになっているか	
		12. 授業期間	・各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものになっているか ・10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げているか	
		13. 授業形態や学修指導法の適切性や学生への周知状況	・適切な授業形態、学修指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されているか	
		14. 教育上主要と認める授業科目の担当教員の状況	・教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当しているか	
		15. 専門職学位課程におけるCAP制度の規	・専門職学位課程においては、履修登録の上限定の制度（CAP制	

	定状況	度)を適切に設けているか	
	16.履修指導体制、学修相談体制の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われているか</li> <li>・学生のニーズに応え得る学修相談の体制を整備し、助言、支援が行われているか</li> </ul>	
	17.キャリア関連科目、インターンシップ等の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施しているか</li> </ul>	
	18.履修上特別な支援を要する学生への学修支援の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学修支援を行う体制を整えているか</li> </ul>	
	19.成績評価基準の策定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学修成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定しているか</li> </ul>	
	20.成績評価基準の周知状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成績評価基準を学生に周知しているか</li> </ul>	
	21.成績に対する異議申し立ての状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成績に対する異議申し立て制度を組織的に設けているか</li> </ul>	
	22.卒業又は修了要件の策定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定しているか</li> </ul>	
	23.学位論文又は特定の課題についての評価基準の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係</li> </ul>	



		状況	る手続き及び評価の基準を組織として策定しているか	
		24. 策定した卒業又は修了要件（学位論文評価基準を含む。）の学生への周知状況	・策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知しているか	
		25. 卒業又は修了の認定状況	・卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施しているか	
		26. 標準修了年限内の卒業（修了）率及び「標準修了年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得状況	・標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあるか	
		27. 就職及び進学状況	・就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあるか	